



写

20消安第2455号

平成20年6月6日

北海道 知事 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用生物学的製剤基準の一部改正等について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき動物用生物学的製剤が新たに製造販売承認されること等に伴い、「動物用生物学的製剤基準」（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）、「動物用生物学的製剤検定基準」（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）及び「動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件」（平成17年3月18日農林水産省告示第516号）の一部が別紙1から別紙3までのとおり改正されましたので、貴庁に備え置いて縦覧願います。

これらの改正に伴い「薬事法関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願います。

また、動物医薬品検査所において新たな標準品が認定されたことから「動物医薬品検査所標準製剤等配布規程」（昭和45年5月1日農林省告示第637号）の一部が別紙4のとおり改正されましたので、御了知願います。